八幡浜市建設工事等入札者心得(電子入札用)

平成29年10月2日制定令和5年1月1日一部改正

八幡浜市の発注する建設工事の入札参加者は、八幡浜市契約規則(平成17年八幡浜市規則第45号)のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札は、八幡浜市電子入札運用基準(工事・業務)(平成29年10月2日制定)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)により行う。ただし、同運用基準に基づき契約担当者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、「委託業務及び物品調達等入札者心得」に定める様式1入札書により1件ごとに1通を作成し、指名及び入札書であることを表記して提出することとする。
- 3 入札金額及びくじ番号は、アラビア数字を用いること。
- 4 代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。(ただし、やむを得ず紙入 札方式による場合は、入札代理人は、入札開始前に、その代理権限を証明する書面(委任 状)を提出し、入札執行者の確認を受けること。また、入札代理人の提出する入札書には、 次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。)

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

印

5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。

- (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日 時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札執行前にあっては、「委託業務及び物品調達等入札者心得」に定める様式2入札辞退届を契約担当者に持参又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)により提出して行う。入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、 指名を受けた者においては、閲覧所において設計書を閲覧する際には、「入札通知書」 画面を印刷したもの(やむを得ず紙入札方式による場合は、入札通知書の写しによる。) を閲覧事務担当者に提出するものとする。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 八幡浜市契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (3) 代理権限のない者のした入札
- (4) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (5) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが 適当でないと認められる入札
- (6) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札
- (7) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札
- (8) やすを得ず紙入札方式による場合で、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である

入札

- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
- 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
- 10 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。(やむを得ず紙入札による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。)
- 11 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
- 12 入札者中、予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者と なるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされな い恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を 乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格以内で入 札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
- 13 工事の請負契約に係る入札において、八幡浜市契約規則第16条第1項の基準に該当 する入札を行った者は、契約担当者が行う同条第2項に規定する調査調査(以下「低入 札価格調査」という。)に協力しなければならない。
- 14 建設工事に係る入札の入札回数は、1回とする。また、建設工事に関する調査、測量 及び設計の業務に係る入札の入札回数は、2回とし、それでもなお、不落札の場合は、見 積を2回行う。

なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により再入 札(指名競争入札にあっては、指名替え又は再入札)とする。

- 15 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入 札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害 に対しその責を負わないものとする。
- 16 落札となるべき同価格(総合評価落札方式の場合は同評価値)の入札をした者が2者

- 以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
- 17 入札者は、入札後、八幡浜市会計規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 18 建設業法第26条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 4,000万円以上(建築一式工事にあっては8,000万円以上)の工事の入札にあっては、全て の入札参加者は、入札時に入札書と併せて専任予定技術者届を提出しなければならない。 この場合において、技術者の専任の確保が困難と認められるときは、落札決定を取り消す ものとする。
- 19 前項により落札決定を取り消した場合は、予定価格以内で入札をした者のうち最低価格 価格の入札をした者を落札はとし、配置予定技術者の確認を行うものとする。
- 20 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格調査に係る契約にあっては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、 又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、 この限りでない。
- 21 低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払の割合を請負代金額の10分の3以内に 引き下げるものとする。
- 22 落札者が八幡浜市契約規則第29条に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき (20に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することがで きないときを含む。)は、落札は、その効力を失うものとする。
- 23 電子入札に係る手続き及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、八幡 浜市電子入札運用基準 (建設工事及び建設工事に係る委託業務) によるものとする。